

市民の皆さんのご意見をお寄せください。

「岩倉市子ども未来応援計画（案）」のパブリックコメントを実施します。

1 趣旨

岩倉市子ども条例に基づく「岩倉市子ども行動計画」と、子ども・子育て支援法に基づく「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」を一体の計画として策定した「岩倉市子ども未来応援計画（案）」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を取りまとめましたので、この計画案について、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

○岩倉市子ども行動計画

計画の概要：岩倉市子ども条例に基づき、子どもの権利に関する啓発を行い、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に進めていくために策定するもの。

これまでの計画：岩倉市子ども行動計画（平成25年度～平成29年度）

岩倉市子ども行動計画（平成30年度～令和4年度）（令和6年度まで期間延長）

○岩倉市子ども・子育て支援事業計画

計画の概要：岩倉市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策等を定め、子ども・子育て支援施策の計画的な実施を目指すために策定するもの。

これまでの計画：第1期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）

第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）

2 受付期間

令和6年12月23日（月）～令和7年1月23日（木）

3 閲覧場所

- ・市役所（こども家庭課（6階）、情報サロン（1階））
- ・市ホームページ（<https://www.city.iwakura.aichi.jp/>）

4 ご意見を提出できる人

- ・市内に在住、在勤または在学の人
- ・市内で事業や活動を行う個人または団体

5 意見の提出方法

意見を記載した用紙に、住所、氏名（団体名）、連絡先、件名「岩倉市子ども未来応援計画」を記入のうえ、以下のいずれかの方法により提出

- ①こども家庭課へ持参〔令和7年1月23日（木）午後5時まで〕
- ②こども家庭課へ郵送〔〒482-8686（住所不要）〕（※切当日の消印有効）
- ③FAX（0587-66-6380）
- ④投稿フォーム（市ホームページからアクセス）

6 意見の取扱い

- ・提出された意見は、本市の考え方とともに整理したうえで、こども家庭課及び市ホームページで公表します。
- ・意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見、賛否の結論だけを示したと判断されるようなものについては、意見として取り扱いません。

《担当課及び問合先》

岩倉市健康こども未来部こども家庭課 TEL：0587-50-0372<直通> FAX：0587-66-6380